

関西のブランド力向上推進有識者委員会 運営要領

(名称)

- 会議名称は、関西のブランド力向上推進有識者委員会（以下、「有識者委員会」という。）とする。

(目的)

- 有識者委員会は、関西のブランド力向上推進のための準備会（以下、「準備会」という。）が取り組む『関西のブランド力向上に向けた取組』のモデル実施（以下、「モデル実施」という。）の遂行に際して、以下の役割を担うものとする。
 - ・モデル実施に関するテーマの決定
 - ・モデル実施におけるの関西各地の取組の選定
 - ・モデル実施の計画立案からモデル実施終了に至るまでのモデル実施実行委員会（仮称）への専門的見地からの各種助言
 - ・その他準備会への専門的見地からの各種助言

(組織)

- 委員の任期は、準備会の解散する時までとする。
- 委員は、非常勤とする。
- 有識者委員会に座長を置き、議長を務めるものとする。
- 必要に応じて、委員以外で座長の指名する者をオブザーバーとして有識者委員会に出席させることができるものとする。

(庶務)

- 有識者委員会の庶務は、近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

- 有識者委員会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員の合意によって定める。

(施行期日)

- この規約は、平成22年9月2日から施行する。